# 令和７年度
# 京都府地域医療確保奨学金（地域医療枠）
# 募　集　要　領

＜問合せ先＞
京都府健康福祉部医療課医療人材確保係
〒602－8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
［電話］075－414－4721［FAX］075－414－4752
［E-mail］iryokakuho@pref.kyoto.lg.jp
［ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ］https://www.pref.kyoto.jp/drkyoto/

## １　はじめに

京都府では、地域医療を担う医師を確保するため、府内の医師が不足する地域にある「地域医療機関（別表１）」で医師として働く意思のある方に対して、奨学金を貸与する制度を設けており、府が定める期間「地域医療機関」で働くことにより、奨学金とその利息の返還が免除されます。

特に、本奨学金の貸与を受けた上で、本奨学金制度及び「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラムについて（以下「京都府キャリア形成プログラム等」という。）」に基づき、地域医療を通じて、府民が安心して生活できる社会づくりに貢献したいという、意欲のある学生のみなさんの応募をお待ちしています。

## ２　制度の概要

| | |
|---|---|
| ①対　象　者 | 大学の医学を履修する課程に在学する者で、「地域医療機関」において医師の業務に従事する意思を有する者。<br>※　大学生で奨学金の申請を希望される場合は、この「地域医療枠」での申請となり、「京都府キャリア形成プログラム等」に同意いただける者のみの受付となります。 |
| ②募集人員 | **【地域医療枠】**　　２名程度（継続予定者を除く。） |
| ③貸　与　額 | 月額１５万円（年額１８０万円） |
| ④貸与期間 | 令和７年４月から令和８年３月まで<br>１年度ごとに貸与の決定を行うため、毎年度申請書の提出が必要です。<br>※原則として、大学在学中は貸与継続（在学期間により延長の場合あり） |
| ⑤貸与方法 | 年４回（６・９・１２・３月）それぞれ３箇月分を銀行口座に振込 |
| ⑥貸付利率 | 年１０％ |
| ⑦返還の免除及び猶予 | 次の要件を全て満たした場合、奨学金及びその利息の返還が免除されます。<br>(1) 大学卒業後、１年以内に医師免許を取得すること。<br>(2) 「京都府キャリア形成プログラム等」に基づき、大学卒業後に京都府が指定する医療機関において、最低９年間勤務又は研修に従事すること。<br>※最低９年間の勤務又は研修の期間のうち３箇年の研修（卒後臨床研修医及び専攻医の組合せ）は、原則として京都府内の医療機関において従事し、かつ卒後臨床研修修了後は、「地域医療機関」において貸与相当期間勤務した場合、奨学金とその利息の返還を免除します。 |

| | |
|---|---|
| | ・臨床研修修了後に「地域医療機関」以外で勤務する場合、「府内公的医療機関等（別表２）」においてのみ、３年（専攻医としての後期研修の期間（１年）を含む。）を限度として、返還を猶予します。<br>・別表１のうち、山城南医療圏の地域医療機関（京都山城総合医療センター及び和束町国保診療所）への従事は、貸与相当期間のうち、１／２までとします。ただし、１／２の期間は１年以上とします。<br>例）３年間貸与を受けた場合<br>→　３年間の１／２＝１．５年≒１年間勤務可 |

## ３　応募方法・貸与の決定

| | |
|---|---|
| ① 申請期間 | 令和７年４月１日（火）から４月１８日（金）まで |
| ② 申請方法 | 次の書類を、所属施設を通じて、京都府医療課 医療人材確保係宛て提出してください。（所定様式は京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/drkyoto/cope/scholarship/chiikiiryowaku.html で御覧になれます。）<br>(1) 地域医療確保奨学金等申請書（第１号様式）　**※両面印刷のこと**<br>(2) 申請理由書等（第１号様式　別紙）<br>(3) 誓約書（第２号様式）<br>(4) 地域医療確保奨学金等貸与者推薦調書（第３号様式）<br>(5) 本人及び連帯保証人の印鑑証明書（発行から３箇月以内のもの） |
| ③ 連帯保証人 | ２名（うち１名は京都府内に住所を有する者）<br>連帯保証人は独立の生計を営み、奨学金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者。<br>奨学生が未成年の場合は、連帯保証人のうち１名はその法定代理人。 |
| ④ 貸与の決定 | 申請書類及び面接審査により、予算の範囲内で貸与者を決定します。<br>応募者多数の場合、以下に該当する者を優先に貸与決定します。<br>・貸与終了後、早期に北部勤務が期待できる者<br>・同趣旨の奨学金を受けていない又は受ける予定のない者 |

## ４　返還

返還の免除及び猶予に該当しない場合、一括払又は年賦（貸与期間と同じ期間を限度）で、奨学金及びその利息を返還しなければなりません。なお、奨学金及びその利息の返還が、直ちに「京都府キャリア形成プログラム等」からの離脱を意味しません。

## ５　注意事項

申請者は、この要領のほか「京都府地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例」及び「同条例施行規則」並びに「京都府キャリア形成プログラム等」をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。

申請書類に記載いただいた個人情報は、奨学金及び「京都府キャリア形成プログラム等」の業務に使用し、他の目的には使用しません。

申請書類は、採用の可否に関わらず返却しません。

また、採用の可否について、電話等によるお問合せにはお答えできません。

**別表１　地域医療機関**

［京丹後市］京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院、国保大宮診療所、国保五十河診療所、国保間人診療所、国保野間診療所、国保佐濃診療所、宇川診療所

［伊根町］伊根町国保伊根診療所、伊根町国保本庄診療所

［与謝野町］京都府立医科大学附属北部医療センター、与謝野町立国民健康保険診療所

［舞鶴市］市立舞鶴市民病院、府立舞鶴こども療育センター、舞鶴赤十字病院、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、市立舞鶴市民病院加佐診療所

［福知山市］市立福知山市民病院、市立福知山市民病院大江分院、福知山市国保雲原診療所

［綾部市］綾部市立病院、綾部市中上林診療所、綾部市奥上林診療所

［京丹波町］国保京丹波町病院、国保京丹波町病院和知診療所、国保京丹波町病院質美診療所

［南丹市］京都中部総合医療センター、国保南丹みやま診療所、国保美山林健センター診療所

［木津川市］京都山城総合医療センター

［和束町］和束町国保診療所

その他知事が認めた医療機関

**別表２　府内公的医療機関等**

［亀岡市］亀岡市立病院

［京都市］京都市立病院、京都市立京北病院、京都市桃陽病院、京都市地域リハビリテーション推進センター診療所、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構宇多野病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター

［長岡京市］京都済生会病院　　［宇治市］府立洛南病院

［城陽市］府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院、独立行政法人国立病院機構南京都病院

［精華町］精華町国民健康保険病院

その他京都府・京都市が開設する医療機関、その他知事が認める医療機関

**【返還免除の例】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大学６年間<br>（貸与） | 府内病院<br>臨床研修（2 年） | 府内病院<br>専門研修(1 年) | 地域医療機関勤務(６年) |

府内病院での臨床研修・専門研修修了後、直ちに地域医療機関に６年間勤務